

第4次愛知県環境基本計画 答申

概 要

計画の構成

第1章 計画の基本的事項

- 1 策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間

第2章 「あいちの環境」を取り巻く状況

- 1 社会経済情勢の変化
- 2 環境の状況

第3章 計画の目標

- 1 計画の目標
- 2 目標の実現に向けた環境施策展開の考え方
- 3 2020年度までの施策展開における「主要目標」

第4章 2020年度までの環境施策の方向

- 1 「環境と経済の調和のとれたあいち」に向けて
- 2 「安全で快適に暮らせるあいち」に向けて
- 3 「県民みんなが行動するあいち」に向けて
- 4 総合的な施策推進に向けて：「人づくり」の推進

第5章 計画の推進

- 1 計画の推進
- 2 計画の進行管理

第1章 計画の基本的事項

1 策定の趣旨

- 愛知県環境基本計画は、愛知県環境基本条例第9条に基づき、環境の保全に関する長期的な目標及び施策の方向を示すもので、本県の環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものです。
- 本県では、第3次愛知県環境基本計画を平成20年3月に策定し、環境保全に関する施策を推進してきた結果、一定の成果を上げることができましたが、自動車交通の集中による道路沿道の大気汚染や騒音、民生部門などで取り組みが遅れている温室効果ガスの削減など、依然として課題が残されています。
- 自動車交通環境問題や地球温暖化問題など、県民の日常生活や事業活動と深く結びついている環境問題については、環境に配慮した社会経済システムやライフスタイル、都市構造の転換などに着実につながる具体的な施策を、より一層推進することが必要です。
- また、平成22年10月に開催された「生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）」の成果を環境施策の推進へと生かしていくこと、平成26年11月に開催される「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するユネスコ世界会議」を契機とした環境面で地域を支える「人づくり」に取り組んでいくことが、求められています。
- このため、本県独自の経験や土壌を生かし、社会情勢の変化や環境政策の多様化を踏まえながら、持続可能な社会の構築に向けて、これからの環境施策の方向性を示す新たな計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

- 本県のさらなる発展に向け、県だけでなく市町村をはじめ地域の様々な主体が地域づくりに取り組むための指針である「あいちビジョン2020」に沿った環境政策の全体像を示す計画です。
- 本県の環境関係の個別計画の上位計画であると同時に、環境の視点を盛り込んだ県政の様々な分野における計画とも連携し、これらの計画と一体となって環境施策の総合的かつ計画的な推進を図るものです。



3 計画の期間

- 平成 42 年（2030 年）の愛知の環境のあるべき姿を環境保全の目標として示した上で、その実現に向けて平成 32 年度（2020 年度）までに取り組むべき施策の方向を提示します。

「第 4 次愛知県環境基本計画」策定までの流れ

愛知県環境基本条例（平成 7 年 3 月施行）

愛知県環境基本計画（平成 9 年 8 月策定）

- ・ 目標：環境負荷の少ない循環を基調とした社会を始めとしためざすべき社会の姿と、環境の姿の総体としての「あいち環境社会」の実現

第 2 次愛知県環境基本計画（平成 14 年 9 月策定）

- ・ 目標：「自然界において物質の適正な循環が確保・維持され、自然生態系が健全に保持された恵み豊かな環境の愛知（あいち環境社会）」の形成
- ・ 「循環」、「共生」、「安心」、「協働」をキーワードとする 4 つの社会の形成を通して「あいち環境社会」を実現

第 3 次愛知県環境基本計画（平成 20 年 3 月策定）

- ・ 目標：「自然の叡智に学ぶ持続可能な循環型社会づくり」
- ・ 「脱温暖化」「資源循環」「自然共生」「安全・安心」「参加・協働」の 5 つの社会づくりを通して目標を実現

【社会経済情勢の変化】

- ・ 人口の減少・超高齢化
- ・ 地球温暖化対策、生物多様性保全の国際的な枠組みの構築
- ・ 経済・社会のグリーン化
- ・ 資源制約の強まり
- ・ 東日本大震災の影響
- ・ 安全・安心に対する意識の高まり
- ・ ESD の取組

【環境を取り巻く状況】

- ・ 依然として残る地域の環境課題
- ・ 取組が遅れている温室効果ガスの排出量削減
- ・ 生物多様性の損失

第 4 次愛知県環境基本計画（平成 26 年 5 月策定）

- ・ 目標：「県民みんなで未来へつなぐ『環境首都あいち』」の実現
- ・ 「環境と経済の調和のとれたあいち」、「安全で快適に暮らせるあいち」、「県民みんなが行動するあいち」の 3 つのあいちを基調とした地域づくりを通して目標を実現

平成 17 年
国連 ESD の 10 年
がスタート

平成 17 年
愛知万博

平成 22 年
生物多様性条約
COP10

平成 26 年
ESD に関する
ユネスコ世界会議

第2章 「あいちの環境」を取り巻く状況

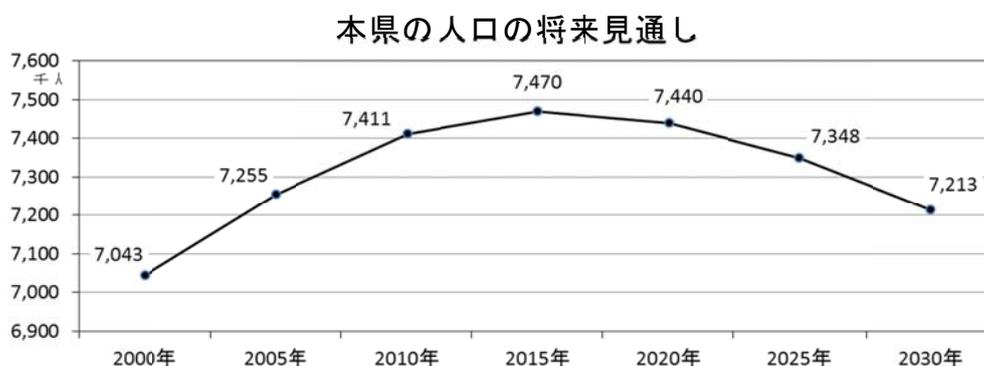
1 社会経済情勢の変化

(1) 人口減少・超高齢社会の進行

- 本県の人口は、平成 27 年（2015 年）の 747 万人をピークに減少に転じ、平成 42 年（2030 年）には 721 万 3 千人にまで減少すると見込まれています。
- 世帯数については、高齢者の増加に加え、現在の未婚化の傾向が変わらなければ、今後、単独世帯数が増加することが見込まれています。

[課題]

- ◆ 世帯の少人数化が進展することにより、1 人当たりで見たエネルギー消費量や家庭ごみ排出量が増加することが懸念されます。
- ◆ 世帯数の増加に伴う居住地の拡散により、自動車利用の拡大などの環境負荷の増大などが予想されることから、その対応が必要です。



（国立社会保障・人口問題研究所資料より環境部作成）

(2) 地球環境問題に関する国際的な枠組みの構築

- 地球温暖化問題及び生物多様性保全については、国際的な枠組みを設定した条約が発効しています。両条約ともに、近年、新たな国際的枠組づくりに向けた議論が進められています。

[課題]

- ◆ 環境分野において日本をリードする地域として、地球環境問題に対する取組を積極的に推進していくことが必要です。

(3) 資源制約の強まり

- 新興国の経済発展によるエネルギー需要の増大などを背景に、近年、原油を始めとする化石燃料の価格は高い水準で推移しており、希少金属などの天然資源についても同様に、今後、世界規模で資源制約が強まるものと予想されています。

[課題]

- ◆ 枯渇が懸念される天然資源の消費をできる限り低減させた循環型の社会経済構造へと転換していくことが必要です。

(4) 経済・社会のグリーン化

- 環境配慮型の経済活動を進め、それによって経済発展を実現し、社会のあり方に変革をもたらしていくという「経済・社会のグリーン化」という考えが、環境・経済・社会の持続可能性の追求に関する世界の潮流となっています。

[課題]

- ◆ 環境問題を解決する産業や技術が発展し、環境の改善と経済の成長がともに実現するなど、環境を良くすることが経済を発展させ、経済の活性化が環境の改善につながるという環境と経済が調和した関係を構築することが必要です。

(5) 東日本大震災による影響

- 平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、生活や経済に甚大な影響を及ぼしただけでなく、原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染が発生し、県民の暮らしにおいて、環境面での安心・安全が、改めて強く意識されるきっかけとなりました。
- また、地震と津波による建築物の倒壊に伴って大量の災害廃棄物が発生し、その処理が課題として浮き彫りとなりました。

[課題]

- ◆ 環境政策の原点である暮らしの中における環境面での安全・安心の確保に向け、引き続き各種環境施策を実施していくことが必要です。
- ◆ 大規模災害発生時においても円滑に廃棄物を処理できる体制を、平素から築いておくことが必要です。

(6) 愛知万博・COP10 の理念・成果の継承

- 平成 17 年、環境をテーマとした「2005 年日本国際博覧会（愛知万博）」が開催され、県民を始めとする来場者は、会場内の至る所で展開された環境への配慮に触れ、自らも参加することによって、環境意識が大きく高められました。
- 平成 22 年 10 月に開催された「生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）」では、県民の環境に対する関心・意識が一層高まっただけでなく、COP10 の開催地、そして生物多様性の保全に先導的に取り組む地域として、世界に名を広める契機となりました。

[課題]

- ◆ 愛知万博と COP10 の理念と成果を継承・具体化していくことが、本県の大きな役割となっています。

(7) 「ESDに関するユネスコ世界会議」の開催

- 本年 11 月、「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するユネスコ世界会議」の「閣僚級会合及び全体の取りまとめ会合」が、本県において開催されます。
- 持続可能な開発をあらゆるレベルで具体化していくためには、人づくり、とりわけ、教育が重要であることから、持続可能な開発のための教育に関する取組が、我が国を始め世界各地で進められています。

[課題]

- ◆ この会議を契機として、持続可能な社会を担う「人づくり」を進めていくことが必要です。

2 環境の状況

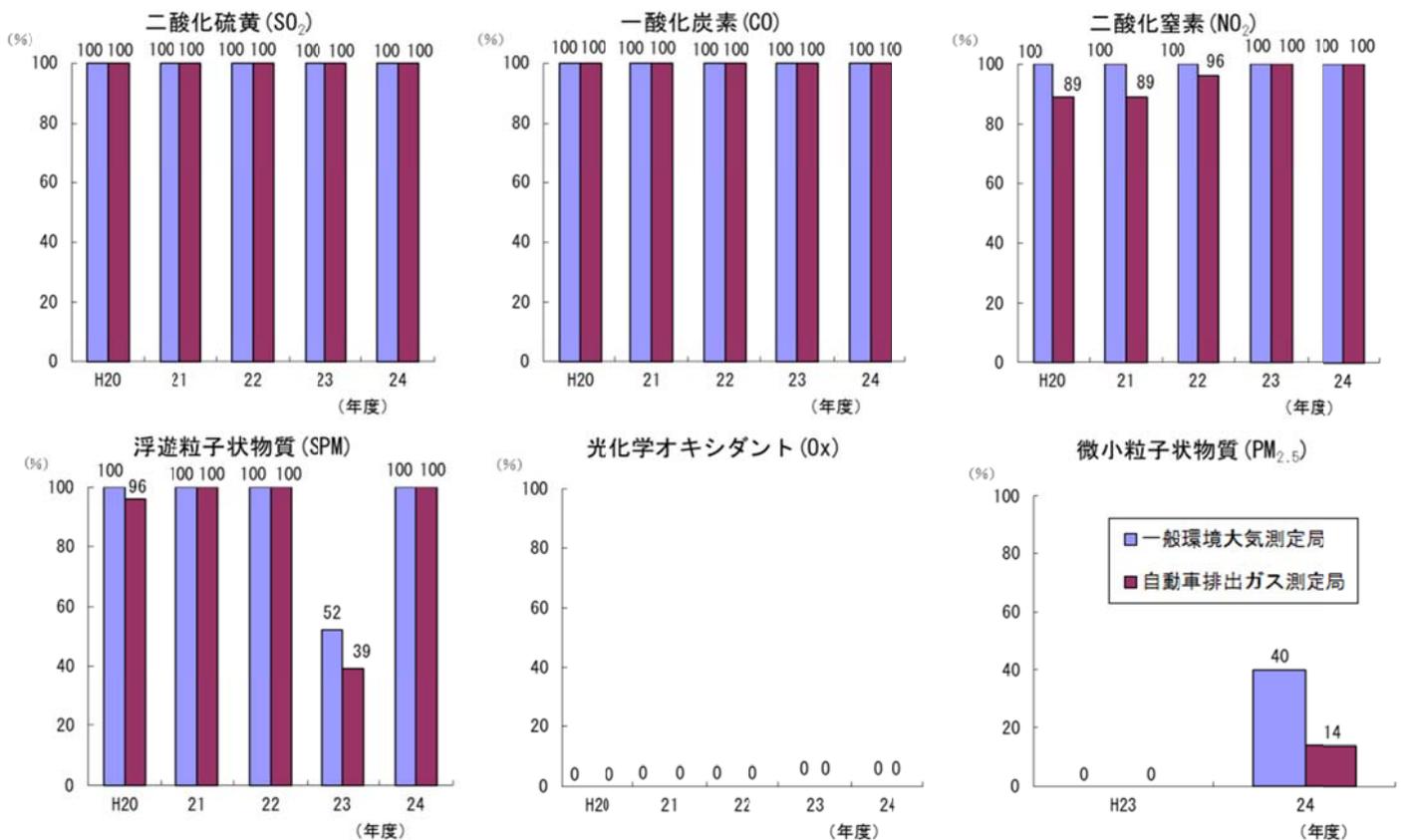
(1) 大気環境

- 二酸化窒素は、幹線道路沿道の一部の自動車排出ガス測定局で非達成となっていました。平成 23、24 年度はすべての測定局で環境基準を達成しています。
- 光化学オキシダントは、すべての測定局で環境基準を達成していません。
- 微小粒子状物質 (PM_{2.5}) は、平成 21 年 9 月に環境基準が新たに設定され、その常時監視を平成 23 年度に開始しましたが、半数以上の測定局で環境基準を達成していません。

[課題]

- ◆ 光化学オキシダント及び微小粒子状物質 (PM_{2.5}) については、環境基準の達成及び健康影響の未然防止に向け、効果的な原因物質削減対策の推進が必要です。
- ◆ 微小粒子状物質 (PM_{2.5}) については、発生源が多岐にわたり、また、生成メカニズムが複雑であることから、環境監視を続けていく中で、効果的な対策を行うための知見を集積することが必要です。

大気汚染に係る環境基準達成率の経年変化



(注) 微小粒子状物質 (PM_{2.5}) の測定局数は、平成 23 年度が一般環境大気測定局 3 局、自動車排出ガス測定局 1 局、平成 24 年度が一般環境大気測定局 15 局、自動車排出ガス測定局 7 局。

(環境部調べ)

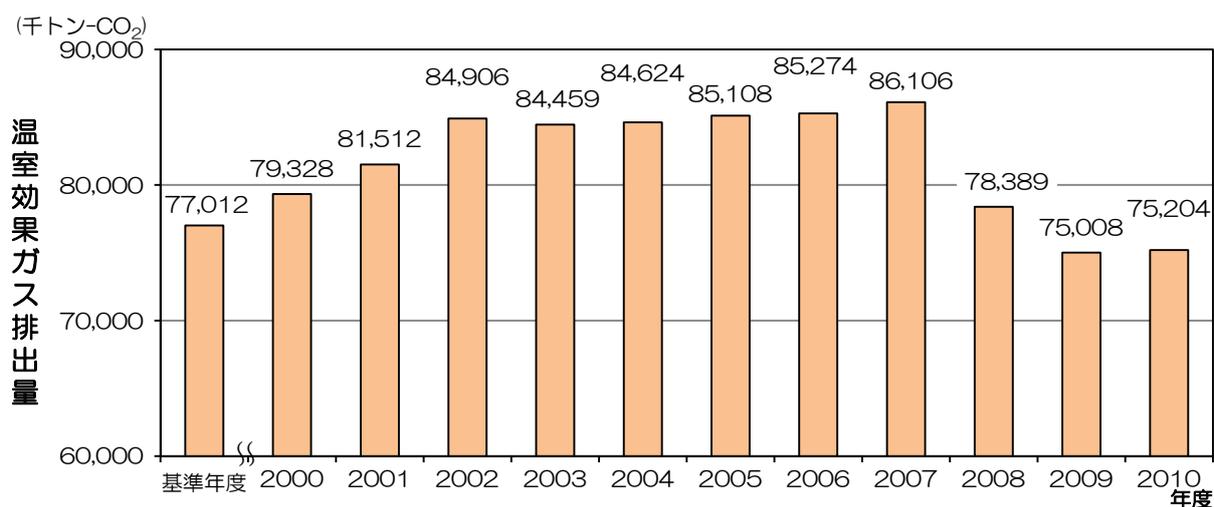
(2) 温室効果ガス

- 本県の温室効果ガスの総排出量は、平成 19 年度（2007 年度）にピークに達した後減少に転じており、平成 21 年度（2009 年度）には、京都議定書の基準年度（1990 年度）を初めて下回りました。
- 平成 22 年度（2010 年度）の県内の温室効果ガス排出量は、基準年度比で 2.3% の削減にとどまっています。

[課題]

- ◆ 温室効果ガスの排出量を削減するため、地域全体で省エネルギーの取組とともに、再生可能エネルギーの活用などにより、化石燃料からの転換を進めていくことが必要です。
- ◆ 温室効果化ガスの排出量が増加している業務部門、家庭部門及び運輸部門については、日常の社会経済活動と大きな関わりがあることから、省資源・省エネルギーを徹底するライフスタイルの実現に向けた県民全体の理解と行動が必要です。

本県における温室効果ガスの総排出量の推移



(注) 基準年度は 1990 年度〔ただし、代替フロン等 3 ガス(HFC、PFC、SF₆)は 1995 年度〕である。

(環境部調べ)

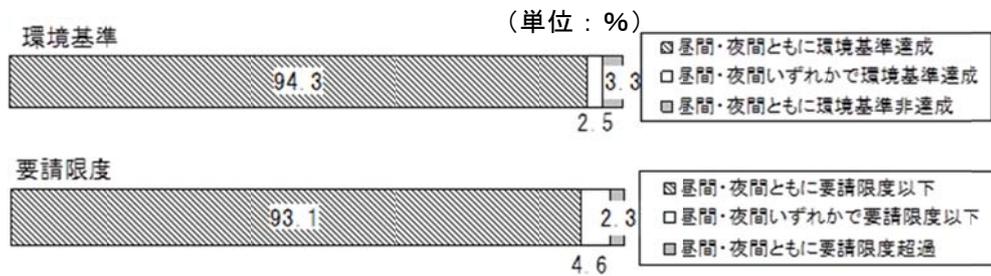
(3) 騒音・振動・悪臭

○ 自動車騒音に関する環境基準の達成状況は、平成 24 年度で約 94%となっています。また、要請限度（基準）の超過状況は、約 7%の地点で要請限度を超過しています。

[課題]

◆ 自動車交通が集中している地区では、依然として騒音の環境基準を達成していない箇所や要請限度を超過している箇所があり、引き続き道路構造の改善や交通流の円滑化などの対策が必要です。

自動車騒音に関する環境基準の達成状況及び要請限度の超過状況（平成 24 年度）



(環境部調べ)

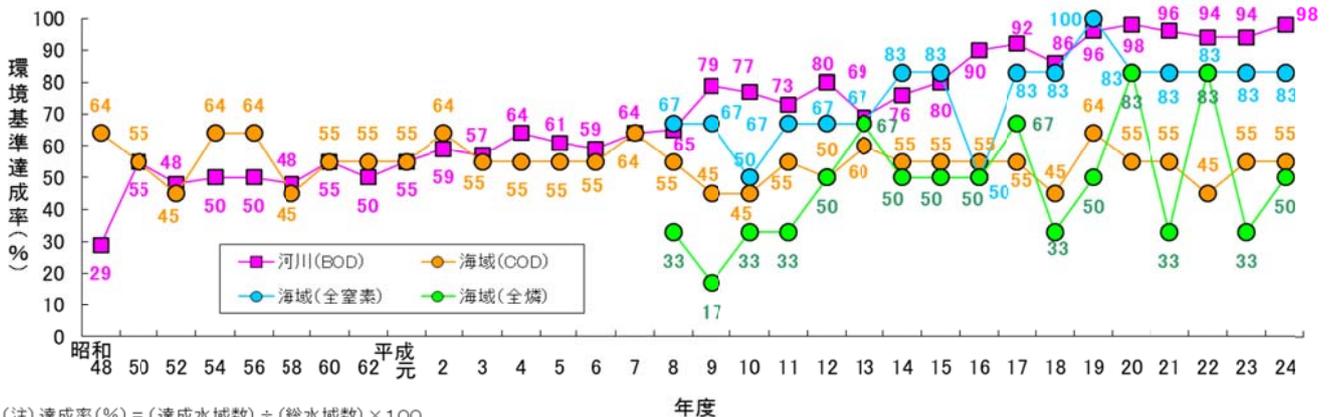
(4) 水環境

○ 伊勢湾・三河湾に流入するCOD（化学的酸素要求量）、窒素含有量及びりん含有量の負荷量については、下水道整備等により削減が進んでいるものの、伊勢湾・三河湾の水質環境基準の達成率は、長期的に見て横ばいの状況が継続しています。

[課題]

◆ 伊勢湾・三河湾は、外海との水交換が行われにくい閉鎖性水域であるため、下水道など生活排水対策をはじめとした汚濁負荷の流入対策はもとより、干潟・浅場の造成など、総合的な対策が必要です。

河川及び海域の環境基準達成率の経年変化



(注) 達成率(%) = (達成水域数) ÷ (総水域数) × 100
 (資料) 環境部調べ

(5) 土壌・地下水・地盤環境

- 市街地において、工場の移転や再開発等に伴って、土壌汚染が明らかになる事例が生じています。また、地下水については、揮発性有機化合物などによる汚染事例が現在でも生じています。

[課題]

- ◆ 土壌や地下水の汚染実態の把握を引き続き進めるとともに、汚染が判明した場合には、迅速かつ適切に対応することが必要です。

(6) 廃棄物

- 廃棄物の最終処分量は、一般廃棄物・産業廃棄物ともに経年的に減少傾向にあります。廃棄物最終処分場の残余年数は、一般廃棄物で 22.8 年(平成 23 年度末)、産業廃棄物で 15.7 年(平成 23 年度末)と推定されています。
- 県に寄せられた産業廃棄物の苦情では、野焼きや不法投棄のほかに、不適正保管に関するものが多く寄せられています。

[課題]

- ◆ 天然資源の投入量と廃棄物の最終処分量をできるだけ少なくするため、あらゆる場面で 3 R (リデュース: 廃棄物の発生抑制、リユース: 再使用、リサイクル: 再生利用) の取組を推進し、資源循環型の地域づくりを進めることが必要です。
- ◆ 不法投棄の防止など、廃棄物の適正処理を一層推進することが必要です。

(7) 自然環境

- 本県の植物種は、シデコブシ、シラタマホシクサ等「東海丘陵要素」と呼ばれる東海地方固有の種も多く見られ、野生状態で生育する植物全体では約 2,720 種(維管束植物約 2,220 種及びコケ植物約 500 種。移入種を除く。)が確認されています。
- 動物種は、哺乳類(海生哺乳類を含む) 64 種、鳥類 398 種、爬虫類 15 種、両生類 20 種の生息が確認されています(すべて外来種を除く)。また、淡水産魚類 51 種、昆虫類約 7,600 種、クモ類 512 種、陸・淡水産貝類 180 種及び内湾産貝類約 350 種(昆虫類以外、外来種を除く)の生息が確認されています。

[課題]

- ◆ 都市化の進展や都市近郊の里山等の自然に対して人の手が加わらなくなったこと等により、多様な生物の生息生育空間であった緑地や水辺の減少や質の劣化が見られ、早急な対策が必要です。
- ◆ 外来種(移入種)による生態系への影響、鳥獣による農林業被害等の問題が生じており、希少野生生物の保護、外来種対策、野生生物の適正な保護管理が必要です。

第3章 計画の目標

1 計画の目標

- 将来世代が、大気や水、食料やエネルギーなどの自然からの様々な恩恵を引き続き享受しつつ発展していくためには、この地球が持つ自然の営みの中で、人類と自然が共存できる「持続可能な社会」を形成していくことが求められています。
- 本県は、世界初の環境をテーマとした国際博覧会である愛・地球博と、生物多様性保全のための新たな世界目標である愛知目標が採択された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）の開催という、世界でも例のない経験を積み重ねたことから、**地域全体に「持続可能な社会」への意識が高まるとともに、県民参加の機運が県民の間に根付いています。**
その一方で、本県には、**日本一のモノづくり地域として、世界に誇る厚い産業集積があります。**
- こうしたことから、本県は、その高い産業力・技術力や県民の高い環境意識を生かし、**環境施策においてトップランナーである「環境首都あいち」として、「持続可能な社会」づくりに大きく貢献していくことを目指していきます。**
- このため、県民生活の基盤となる「安全で快適な暮らし」を確保しつつ、経済・産業活動に常に環境配慮の視点が組み込まれる「**環境と経済の調和**」のさらなる進展を図っていきます。
- さらに、本年11月に開催される「ESDに関するユネスコ世界会議」を契機として、「環境首都あいち」の担い手の育成「人づくり」を進め、県民みんなが、省エネルギーや省資源といった**環境への負荷を減らすよう行動すること**を目指していきます。
- このように、「**環境と経済の調和のとれたあいち**」、「**安全で快適に暮らせるあいち**」、「**県民みんなが行動するあいち**」の3つのあいちを基調とした**地域づくりを進めること**で、2030年に向けた本計画の目標として、「**県民みんなが未来へつなぐ『環境首都あいち』**」の実現を目指します。

【計画の目標】

県民みんなで未来へつなぐ『環境首都あいち』

「3つのあいち」づくりを
通して目標を実現

目標の実現に向けた「3つのあいち」づくり

◆環境と経済の調和のとれたあいち：

我が国の経済をけん引する日本一のモノづくり地域として、あらゆる経済・産業活動において常に環境に配慮した取組が積極的に実施され、良好な環境のもとで持続的に発展する地域。

◆安全で快適に暮らせるあいち：

公害のない安全な生活空間が確保されるとともに、日常生活の中で安らぎや自然の豊かさを実感することができ、すべての県民がいつまでも暮らしていきたいと思える、日本一安全で快適な地域。

◆県民みんなが行動するあいち：

県民一人ひとりが環境に対する高い意識を持ち、それぞれの立場で、環境配慮行動に日本一活発に取り組む地域。

2 目標の実現に向けた環境施策展開の考え方

【「安全・安心の確保」を最優先】

- 環境汚染等による公害から人の健康や生活を守り、県民が安全で安心して暮らせる社会を構築することは、環境政策の原点であることから、県民の健康や生命の保護を第一とした「安全・安心の確保」を最優先として取り組みます。

【分野横断的・総合的な施策の展開】

- 各種の環境施策の推進にあたっては、「安全・安心の確保」に加えて、「社会の低炭素化」、「自然との共生」及び「資源循環」の4つを重点的な取組分野とします。
- これらの取組分野は個別に対応するだけでなく、施策の効果を最大限に発揮できるように、分野間での連携を図りながら展開していきます。

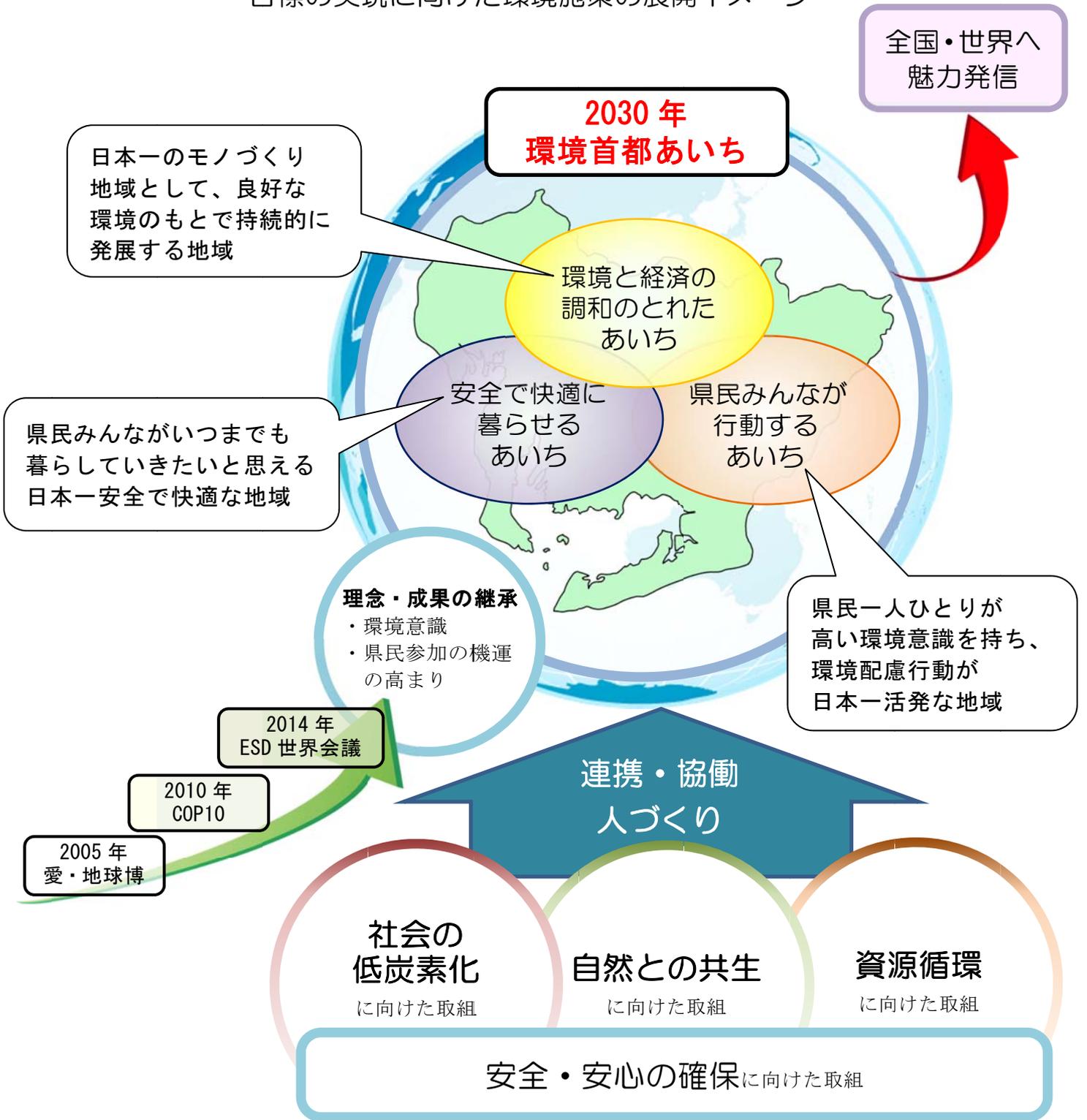
【環境首都あいちを支える担い手の育成「人づくり」の推進】

- 県民や事業者が、環境首都あいちを支える担い手として、暮らしや事業活動の中で意識しなくても環境に配慮した行動ができるよう、「人づくり」に取り組みます。

【多様な主体間の連携・協働による施策の展開】

- 県民、事業者、NPO、行政のそれぞれが、自らの立場に応じた公平な役割分担のもとに環境配慮の視点から主体的に行動するだけでなく、主体間の連携、協働を図ることで、地域の環境の保全を進めていきます。

目標の実現に向けた環境施策の展開イメージ



2030年の「環境首都あいち」では・・・

- ◆ 暮らし・地域・経済活動などあらゆる場面において、環境に配慮した行動が、意識しなくても自然になされています。
- ◆ その結果、安全で快適な暮らしが確保されるとともに、環境と経済が高い水準で良好な状態に保たれた、魅力のある地域となっています。
- ◆ その魅力を、国内のみならず世界へと発信することにより、より多くの人や企業をこの地域へとひきつけます。

3 2020年度までの施策展開における「主要目標」

項目	現況 ^{※3}	目標	取組分野
環境基準 ^{※1} の達成状況	<p>【主な非達成項目（平成24年度）】</p> <p>大気汚染 光化学オキシダント (0%) 微小粒子状物質 (32%)</p> <p>公共用水域の水質汚濁 河川のBOD (98%) 海域のCOD (55%)、全窒素 (83%)、全磷 (50%)</p> <p>ダイオキシン類 公共用水域の水質 (96%)</p> <p>注：括弧内は達成率</p>	全項目及び全地点での達成	安全・安心の確保
次世代自動車等先進エコーカーの県内普及台数	60万台 (平成23年度末)	200万台	社会の低炭素化
次世代自動車充電インフラの整備状況	661基 (平成24年度末)	1,600基	
優れた自然環境を有する地域の面積等 ①自然環境保全地域の指定 ②鳥獣保護区の面積 ③生息地等保護区の指定	<p>①15か所 (平成24年度)</p> <p>②25,265km² (平成24年度)</p> <p>③2か所 (平成24年度)</p>	<p>①18か所 (平成28年度^{※2})</p> <p>②現状維持 (平成28年度^{※2})</p> <p>③4か所 (平成28年度^{※2})</p>	自然との共生
指定希少野生動物種の指定	11種 (平成24年度)	17種 (平成28年度 ^{※2})	資源循環
県民の「生物多様性」という言葉の意味の認識状況	46.7% (平成24年度)	75%	
廃棄物の排出量 ^{※4}	<p>一般廃棄物 280.1万トン (平成20年度)</p> <p>産業廃棄物 1,641.8万トン (平成20年度)</p>	<p>一般廃棄物 254.1万トン (平成28年度^{※2})</p> <p>産業廃棄物 1,545.3万トン (平成28年度^{※2})</p>	資源循環
廃棄物の再生利用率 ^{※4}	<p>一般廃棄物 22.8% (平成20年度)</p> <p>産業廃棄物 63.1% (平成20年度)</p>	<p>一般廃棄物 25.9% (平成28年度^{※2})</p> <p>産業廃棄物 67.6% (平成28年度^{※2})</p>	
廃棄物の最終処分量	<p>一般廃棄物 29.8万トン (平成20年度)</p> <p>産業廃棄物 116.2万トン (平成20年度)</p>	<p>一般廃棄物 23万トン (平成28年度^{※2})</p> <p>産業廃棄物 95.4万トン (平成28年度^{※2})</p>	

※1 環境基本法等により規定される環境基準を指す。

※2 29年度以降については、各個別計画において、新たな目標を設定する。

※3 各数値目標を設定した際の現況数値を指す。

※4 排出量＝再生利用量＋中間処理による減量＋最終処分量
再生利用率＝再生利用量/排出量